事業事前評価表（技術協力プロジェクト）

作成日：平成 19 年 2 月 5 日
担当理事：松本　有幸
担当部：地球環境部

１．案件名
タンザニア国村落給水事業実施・維持管理能力強化計画プロジェクト

２．協力概要

（１）　プロジェクト目標とアウトプットを中心とした概要の記述

本プロジェクトでは、村落給水事業に携わる州・県職員に対する研修体制を構築し、また、県の新規村落給水事業を支援する流域管理事務所の水資源データ処理能力を改善する。これにより、県の新規村落給水事業の実施能力及び村落給水施設の運営維持管理体制を強化することを目指す。なお、本プロジェクトの対象県はダルエスサラーム州、コースト州、リンディ州、ムトワラ州の全 22 県[1]とする。これら対象 4 州では開発調査及び無償資金協力により、村落給水施設を建設していることから、これら事業の成果を活用し相乗効果を得ることが期待される。

（２）　協力期間

2007 年 5 月～2010 年 4 月（3 年間）

（３）　協力総額（日本側）

約 2.8 億円

（４）　協力相手先機関

水省地方給水局（Division of Rural Water Supply, Ministry of Water）
（2007 年 7 月からコミュニティ給水局（Community Water Supply Division）に名称変更予定）
水省水資源局（Division of Water Resources, Ministry of Water）
流域管理事務所（Basin Water Office）
州行政事務所（Regional Administrative Secretariat（ダルエスサラーム州、コースト州、リンディ州、ムトワラ州））

（５）　国内協力機関

特になし

（６）　裨益対象者及び規模、等

(ア) 直接裨益者：

①　水省コミュニティ給水局及び水資源局職員（約 15 人）
②　流域管理事務所職員（約 3 名[2]）
③　州行政事務所職員（約 24 人）
④　4 州の 22 県において村落給水事業に携わる職員（約 380 人）

1　ここでは県（District）と同様の機能を持つ市（City/Municipal）および町（Town）を総称して県と呼ぶこととする。
2　在籍するエンジニアの人数。

(イ) 間接裨益者：

4 州の都市隣接部もしくは村落部に居住し、給水サービスを受ける約 297 万人

３．協力の必要性・位置付け

（１） 現状及び問題点

タンザニア国（以下、タ国）は 94 万 5 千km^{2}の国土に 3,590 万人の人口を擁するが、一人当たりGDPがUS$287 と最貧国の 1 つであり、その 8 割は村落地域に居住している。[3]

2005 年時点でタ国における都市地域の給水率は 74%、村落地域は 53.5%となっており、村落部では 1,340 万人が給水を受けていない。本プロジェクトの対象となる 4 州においても 7 割の県[4]で村落地域の給水率は全国平均を下回っており、給水施設の稼働率は 8 県において 50%を下回っている。また、2002 年に改定された国家水政策（NAWAPO2002：National Water Policy 2002）では、国民全員が清潔で安全な水に 400m 以内の範囲で平等にアクセスできることを目標に掲げているが、乾季になると約 30%の家庭が飲料水を確保するために片道 1km以上の距離を移動しなければならないとの報告がなされている。[5]また、水汲み労働は女性や子供の仕事となっており、女性の健康状態悪化や子供の就学率低下にも影響している。

2006 年に入りタ国では水セクターにおける援助協調が急速に進展し始め、コモンファンドの設立（2007 年 2 月を予定）を見据えた、水セクターにおけるSWAp（Sector Wide Approach）方針の具体的計画であるWSDP（Water Sector Development Programme）が策定された。これまでタ国では、水省が新規村落給水事業を実施し、水省の指導の下コミュニティが給水施設の運営維持管理を実施していたが、WSDPではこれまで水省が担ってきた村落給水事業にかかる業務の権限を県に委譲する地方分権化政策を急速に進めている。このため、県職員の新規村落給水事業を実施する能力及び給水施設の運営維持管理能力が強化されなければ、WSDPに基づいて給水率を向上させることが困難な状況にある。また、WSDPでは水省が村落給水に携わる県や州の職員の能力を強化するための研修を企画・調整すると規定している。このため 2007 年 7 月から水省コミュニティ給水局にこれら研修を企画・調整する能力強化・訓練サブユニットを設置する計画であるが、活動内容は決まっていない。現在、県職員の能力を強化するための研修体制は水資源職業訓練学校（Water Resources Institute）[6]において水テクニシャンを対象とした約 3 ヶ月の研修が存在するのみである。また、WSDPでは州も水省と共に、県を支援することになっているが、現在は支援体制が明確に定められていない。

また、タ国の地下水は岩盤の裂ヵ水が中心であるため地下水賦存域・賦存量の把握が難しく、深井戸掘削の成功率が低いという問題点がある。

---

[3] 2003 年の数値

[4] 事前調査にて情報を得ることができた 13 県の情報から推定。

[5] Water and Sanitation in Tanzania 2002 より引用

[6] 水省管轄の公社であり、中等学校を卒業した生徒の訓練、水テクニシャンに対する資格付与のための研修などを設けている。

（２） 相手国政府国家政策上の位置付け

タ国水セクターSWAp 方針の具体的計画である WSDP は 3 つの計画（1）水資源管理計画（WRMP : Water Resources Management Plan）、(2) 地方給水・衛生計画（RWSSP : Rural Water Supply and Sanitation Plan）、（3）都市上下水計画（UWSSP : Urban Water Supply and Sewerage Plan）から構成される。本プロジェクトは RWSSP によって規定されている新規村落給水事業の実施及び運営維持管理体制を推進・強化するものであり、タ国の国家政策に合致している。

（３） 他国機関の関連事業との整合性

タ国水セクターでは、政府と水セクターに関連する 11 の援助機関[7]とが共同でWSDPを推進している。WSDPはコモンファンドを中心とした計画であるが、プロジェクト型支援もWSDPの目標達成に貢献するものであると位置づけられており、本プロジェクトはWSDPと協調して実施する中で、構築する研修体制の制度化を目指すものである。このため、水セクタードナー会合も本プロジェクトの重要性を認識している。

なお、DED（ドイツの NGO）がムトワラ州の 1 県と契約して村落給水事業を展開しているとともに、ムトワラ州の村落給水事業に関するアドバイザーとして専門家を派遣しているが、研修等は実施していないことから、本プロジェクトとの重複はない。

（４） 我が国援助政策との関連、JICA 国別事業実施計画上の位置付け（プログラムにおける位置付け）

2000 年に策定された国別援助計画及び 2001 年に実施された政策協議に基づき設定された 5 つの重点分野のうちの 1 つである「(4) 都市部等における基礎インフラ整備等による生活環境改善」に本プロジェクトは位置づけられる。また、本プロジェクトは JICA 国別事業実施計画では安全で清潔な水へのアクセス向上を目的とした「給水改善プログラム」に位置づけられるとともに、今後の協力の重点とされている 1）水資源開発・開発計画強化に対する支援、2）水供給事業計画立案・実施に関する技術的支援、3）住民の維持管理体制の構築、のいずれにも該当する。

なお、対象 4 州では開発調査（南部地域水供給計画調査（2000 年 2 月～2001 年 12 月）、首都圏周辺地域水供給計画調査（2003 年 10 月～2005 年 12 月））を実施しており、また、無償資金協力（首都圏周辺地域水供給計画（2008 年 4 月～2010 年 3 月）、リンディ・ムトワラ州水供給計画（2004 年 6 月～2007 年 2 月））によって村落給水施設を建設済みまたは建設予定である。本プロジェクトの研修において、開発調査によって作成された水理地質に関する基礎データ（以下、水資源データ）、無償資金協力によって建設された給水施設の設計を、県の新規村落給水計画に活用する。さらに、本プロジェクトは、建設された給水施設の確実な維持管理にも寄与する。

４．協力の枠組み

本プロジェクトは、対象 4 州の新規村落給水事業実施・村落給水施設の運営維持管理体制を強化するために、州・県職員を対象とした研修体制を構築する。また、流域管理

[7] 世界銀行、KfW（ドイツ）、アフリカ開発銀行、オランダ大使館、DFID（イギリス）、Water Aid（インターナショナルNGO）、Water and Sanitation Program（インターナショナルNGO）、FAO、MCC（アメリカ）、JICA、AFD（フランス）がWSDPのAide Memoirに署名している。（MCC、JICA、AFDはオブザーバーとして署名）

事務所において水資源データを整備することによって、流域管理事務所が県の新規村落給水事業実施を支援する機能を支援する。

なお、タ国の水セクターは WSDP に基づき現在組織改編が急速に進行しており、事前評価時とプロジェクト開始時点での変化に対応するために、プロジェクト開始後３ヶ月を準備フェーズとし、必要に応じて PDM の更新を行う。

具体的には、水省コミュニティ給水局内に設置予定である能力強化・訓練サブユニットの職員をカウンターパートとし、準備フェーズにおいて県の研修ニーズを具体的に把握するとともに、ベースラインとなる基礎的データを収集する。収集した情報を基に、WSDPの枠組みの中で作成された村落給水事業に関するガイドラインやマニュアル類[8]、既存の研修機関（水資源職業訓練学校、学術機関等）で用いられている教材等を見直し、県において新規村落給水事業実施・村落給水施設の運営維持管理を担う水エンジニア[9]、水衛生委員会[10]、水テクニシャン[11]、コミュニティ開発官[12]、保健官[13]に対する研修計画を策定し、実施する。また州においても、水省は州行政事務所水アドバイザー[14]と州水衛生委員会[15]による県の支援体制を調査した上で研修計画を策定し、実施する。さらにその過程において、水省コミュニティ給水局の、村落給水事業に携わる人材を研修する企画・調整能力の改善を図る。各研修対象者に対する研修の概要は下表のとおり。

表　本プロジェクトで策定する研修の概要

研修対象	対象人数	研修内容	講師	研修会場	研修頻度
水ｴﾝｼﾞﾆｱ（県）	約 20 人	水資源を踏まえた村落給水計画策定、調達、契約、各種施工管理、組織論、等	水省職員及び水省関連公社職員、流域管理事務所職員、州行政水ｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰ、学術機関、等	対象州内の会場	年３回
水衛生委員会（県）	約 120 人	水資源を踏まえた村落給水計画策定、調達、契約、組織論、等	水省職員及び水省関連公社職員、州行政水ｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰ、学術機関、等	対象州内の会場	年３回
水ﾃｸﾆｼｬﾝ（県）	約 160 人	配管、測量、建設、機械、地下水探査、井戸掘削、水理地質、等	既存の機関（水資源職業訓練学校、学術機関等）	既存の機関	年３回
ｺﾐｭﾆﾃｨ開発官（県）	約 20 人	水管理組織の構築、水管理組織の経営、等	地方自治庁、ﾛｰｶﾙ NGO 等	対象州内の会場	年３回
保健官（県）	約 20 人	水と衛生に関する啓蒙活動、等	保健省、ﾛｰｶﾙ NGO 等	対象州内の会場	年３回
州行政水ｱﾄﾞ	約４人	県に対する支援体	水省職員及び水省	ﾀﾞﾙｴｽｻﾗｰﾑ	年３回

[8] 主に世界銀行の支援によって、村落給水事業の計画立案から実施、評価、モニタリングなどのサイクルについてのガイドラインやマニュアルが多数作成されている。

[9] 県の村落給水事業の監督業務を担い、水衛生委員会の議長を務める。

[10] 県の中でセクター横断的に構成される評議会のような役割を担う委員会。村落給水事業計画などの重要な決定事項は水衛生委員会にて承認される。

[11] 水エンジニアの部下であり、資格を有す水テクニシャンと水テクニシャン補が存在する。

[12] コミュニティ開発を担う県職員。

[13] 保健や公衆衛生を担う県職員。

[14] 州行政官に対する水アドバイザーであり、多くの場合水省に属していた職員が組織改変によって配属されている。

[15] 州が県を支援するために設置される予定である委員会。具体的な業務内容はまだ定められていない。

ﾊﾞｲｻﾞｰ（州）		制、具体的内容はﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄの中で調査	関連公社職員、流域管理事務所職員、学術機関、等	内の会場（水省等）	
州水衛生委員会	約 20 人	県に対する支援体制、具体的内容はﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄの中で調査	水省職員及び水省関連公社職員、州行政水ｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰ、学術機関、等	ﾀﾞﾙｴｽｻﾗｰﾑ内の会場（水省等）	年３回

水テクニシャンに対する研修は、水資源職業訓練学校や学術機関等の既に水テクニシャンに対する研修コースを設けている機関を活用して実施するが、その他の県職員に対しては、水省及び関連省庁や既存の訓練機関の人材が講師として対象州に出向いて研修を実施する。本プロジェクトでは、この研修計画を策定、実施することによって WSDP の枠組みの中での定着化を図る。

さらに、本プロジェクトでは、地下水賦存域・賦存量の把握が難しいタ国において井戸掘削の成功率を上げるために、水資源管理を担う流域管理事務所が既存水資源データを整理・解析、そのデータを県に提供する能力の向上を図る。

〔主な項目〕

（１） 協力の目標（アウトカム）

① 協力終了時の達成目標（プロジェクト目標）と指標・目標値

プロジェクト目標

対象県の新規村落給水事業実施・村落給水施設の運営維持管理体制が強化される。

指標：

(ア) 県議会にて承認された村落給水事業計画の数の増加

(イ) 水省、流域管理事務所、州行政事務所の支援を受けて、県議会に提出された村落の給水事業計画の数

(ウ) プロジェクトで作成したガイドラインとマニュアルに沿って運営維持管理されている村落給水施設の数

② 協力終了後に達成が期待される目標（上位目標、スーパーゴール）と指標・目標値

上位目標

対象県の村落給水サービスが向上する。

指標：

(ア) 改善された水源を継続して利用できる人口の増加

(イ) 給水施設の稼動率の向上

(ウ) 対象県で建設される村落給水施設の増加

スーパーゴール

プロジェクトで実践された研修体制が水セクター開発プログラム（WSDP）の中で制度化され、実施されることによって、タンザニア本土（ザンジバルを除く大陸部）の村落給水サービスが向上する。

指標：

(ア) 改善された水源を継続して利用できる人口の増加

(イ) 給水施設の稼働率の向上

（２） 成果（アウトプット）と活動

① アウトプット、そのための活動、指標・目標値

成果１

水省において、新規村落給水事業実施・村落給水施設の運営維持管理に従事する県職員並びに県の村落給水を指導する州職員の育成計画の企画・調整機能が改善される。

指標：

1-1. 策定された人材育成戦略（プロジェクト開始後 6 カ月以内）

1-2. 策定された年間活動計画（毎年）

活動：

① 村落給水事業実施・村落給水施設の運営維持管理に従事する州・県職員の能力及び研修ニーズを把握する。

② 州・県職員に対する人材育成体制を検討する。

③ 人材育成計画及び年間活動計画を策定する。

④ 人材育成に関する既存のマニュアル及びガイドラインを整理し、改良する。

⑤ 人材育成の進捗状況をモニタリングする。

⑥ 県によって実施されている村落給水事業の進捗状況をモニタリングする。

⑦ コミュニティによって実施されている村落給水施設の運営維持管理に対する、県の支援状況をモニタリングする。

⑧ 上記モニタリング結果に基づいて年間活動計画を見直す。

成果２

新規村落給水事業の実施について、県職員の能力向上のための研修体制が構築される。

指標：

2-1. 策定された研修計画（プロジェクト開始後 9 カ月以内）。

2-2. 年間活動計画に沿って実施された研修コースの数。

2-3. コースを修了した訓練対象者の数。

活動：

① 村落給水事業実施に従事する県職員（水エンジニア、水テクニシャン、水衛生委員会）を対象とした、新規村落給水事業の実施についての研修計画（水資源を踏まえた村落給水計画策定、地下水探査、井戸掘削に関する施工管理、村落給水施設設計、村落給水施設建設に関する施工管理、等）を改善する。

② 水エンジニアと水衛生委員会を研修するための、カリキュラムと教材を作成する。

③ 水エンジニアと水衛生委員会に対して研修を実施する。

④ 水テクニシャンに対する研修を既存の研修機関を活用して実施する。

成果３

村落給水施設の運営維持管理について、県職員がコミュニティを支援するための研修体制が構築される。

指標：

3-1. 策定された研修計画（プロジェクト開始後９カ月以内）

3-2. 年間活動計画に沿って実施された研修コースの数

3-3. コースを修了した訓練対象者の数

活動：

① 村落給水施設の運営維持管理に従事する県職員（水エンジニア、水衛生委員会、水テクニシャン、コミュニティ開発官、保健官）を対象とした、村落給水施設の運営維持管理及び衛生についての研修計画（水管理組織の構築、水管理組織の経営、水と衛生に関する啓蒙活動、等）を策定する。

② 水エンジニア、水衛生委員会、コミュニティ開発官、保健官を研修するための、カリキュラムと教材を作成する。（水テクニシャンについては既存のカリキュラムと教材が既に存在する。）

③ 水エンジニア、水衛生委員会、水テクニシャンに対して、村落給水施設の運営維持管理及び衛生についての研修を、既存の研修機関を活用して実施する。

④ コミュニティ開発官に対して、コミュニティのファシリテーションについての研修を実施する。

⑤ 保健官に対して、水と衛生についての研修を実施する。

成果４

新規村落給水事業の実施について、流域管理事務所が県を支援する機能が強化される。

指標：

4-1. 水理地質予察図と水理地質断面図が流域管理事務所から配布されている県の数

4-2. 定期的に流域管理事務所から更新された水資源データが送付されている県の数

4-3. 流域管理事務所から関連機関に提出された報告書の数と質

活動：

① 既存の水資源データ（開発調査や無償資金協力によって作成されたデータベース等）を流域管理事務所によって有効活用するために整理する。

② 流域管理事務所に対して、水資源データを解析･加工し、水理地質予察図と水理地質断面図を作成するよう指導する。

③ 流域管理事務所に対して、水資源データを定期的に更新するよう指導す

る。

④ 流域管理事務所に対して、水省及び県に水資源データを報告し、水理地質予察図と水理地質断面図を配布するよう指導する。

⑤ 県による村落給水事業計画作成に関して、水資源データを活用して流域管理事務所が支援するよう指導する。

成果５

新規村落給水事業の実施について、州行政事務所水アドバイザー及び州水衛生委員会が県を支援する機能が強化される。

指標：

5-1. 州行政事務所水アドバイザー（Regional Water Engineer）及び州水衛生委員会の支援及びモニタリング体制に満足している県の数。

活動：

① 村落給水事業の実施について、州行政事務所が県を支援及びモニタリングする体制を調査する。

② 水省、州行政事務所、県の間の情報伝達の仕組みを調査し、必要に応じて改善を図る。

③ 州行政事務所と州水衛生委員会メンバーを対象とした、村落給水事業の実施についての研修計画を策定する。

④ 州行政事務所水アドバイザーと州水衛生委員会メンバーに対して研修を実施する。

（３） 投入（インプット）

① 日本側（総額 2.8 億円）

専門家派遣：総括/給水計画、水資源管理/水理地質、研修企画、住民参加/衛生啓発

供与機材：活動に必要となる資機材（研修教材等、準備フェーズにて検討）、事務所備品

研修員受け入れ：本邦研修、第三国研修

その他：現地コンサルタント傭上、研修用経費

② タンザニア国側

カウンターパートの配置、プロジェクト事務所（水省内）、作業場所（流域管理事務所、州行政事務所水アドバイザーの事務所内）、研修会場、運営予算（カウンターパート人件費、出張旅費等）

（４） 外部要因（満たされるべき外部条件）

(ア) 前提条件

・能力強化・訓練サブユニットが水省コミュニティ給水局内に設立される。

・WSDP が予定通りに 2007 年 3 月に開始する。

・村落給水セクターの地方分権化が進行する。

(イ) 外部条件

① 成果達成のための外部条件

本プロジェクトに対する水省、対象州、対象県の予算が確保される。

② プロジェクト目標達成のための外部条件

研修を受けた人材が異動しない。

③ 上位目標達成のための外部条件

RWSSP が計画通りに進行する。

④ スーパーゴール達成のための外部条件

プロジェクトで実践した体制が、WSDP のなかで制度化される。

５．評価 5 項目による評価結果

（１） 妥当性

本プロジェクトは以下に示すとおり、タ国政府の政策、対象地域のニーズ、我が国の援助政策との整合性があり、妥当性は高いと判断される。

- タンザニア国の国家開発の基本政策にあたるヴィジョン 2025 では、国民の高い生活水準を達成するための目的の一つとして「安全な水へのアクセス」を掲げている。この政策に沿って策定された国家貧困削減戦略 （NSGRP、通称 MKUKUTA 2005-2010）は、すべての国民が平等に安全で清潔な水にアクセスできることを貧困削減に必要な課題として、村落給水率が 2003 年の 53.5%から 2010 年には 65%まで向上することを具体的な政策目標として設定している。本プロジェクトはこの目標に沿って給水率の向上に貢献するものである。
- 水セクターの上位政策にあたる国家水政策（NAWAPO 2002）は、NSGRP と タンザニア国で進行している地方分権化政策を調和させた内容である。村落給水事業分野の事業実施主体を水省から県へ移管することと、受益者主導による村落給水計画策定と受益者による施設運営維持管理を謳っており、本プロジェクトは県を実施主体とした村落給水事業の実施促進に貢献するものである。
- 本プロジェクトは NAWAPO 2002 を具体化した計画である WSDP の地方給水・衛生計画（RWSSP：Rural Water Supply and Sanitation Plan）によって規定されている各機関の機能を踏まえた新規村落給水事業の実施及び運営維持管理体制を推進・強化するものであり、タ国の国家政策に合致している。
- WSDP を実施する上でタンザニア国政府や開発パートナーによって認識されている課題のひとつとして県の能力不足が挙げられる。本プロジェクトは県職員の技術力と実務能力を強化するための研修を実施するものである。
- 事前調査中に村落給水事業関係者を集めて実施したワークショップの結果、本プロジェクトの主な受益者となる県の水エンジニア、水テクニシャンに対する研修のニーズが最も高いことが確認されている。
- 2006 年に発表された日本の ODA 政策の 1 つである「水と衛生に関する拡大パートナーシップ・イニシアティブ」では、国際機関や他の開発パートナーと連携しつつ、先方政府の自助努力を一層効果的に支援することを掲げている。本プロジェクトは他の

開発パートナーとの協調を前提にタンザニア政府の WSDP の枠内で実施するなど、この ODA 政策方針に沿ったものである。

・ 本プロジェクトは JICA の国別事業実施計画の「給水改善プログラム」に係る支援と位置づけられ、また、今後の協力の重点とされている 1）水資源開発・開発計画強化に対する支援、2）水供給事業計画立案・実施に関する技術的支援、3）住民の維持管理体制の構築、のいずれにも該当する。

（２） 有効性

本プロジェクトは以下のとおり有効性が見込まれる。

・ 本プロジェクトでは準備フェーズを設けることによって研修ニーズを精緻に把握するとともに、既存のマニュアル及びガイドライン（WSDP のガイドライン、マニュアル類、既存の研修教材等）を活用して研修計画を策定することによって、タ国の現状を確実に踏まえた研修体制を構築することが期待できる。

・ 県の新規村落給水事業実施・村落給水施設の運営維持管理能力を強化するためには、関連機関である州行政事務所や流域管理事務所などとの連携は不可欠である。本プロジェクトではこれらの関連機関と連携した研修体制を構築するものであり、様々なリソースを活用することによって研修ニーズに柔軟に対応することが可能である。

・ 本プロジェクトでは、対象 4 州の 22 県に対して研修の成果をモニタリングする。これにより、構築した研修体制の課題などを把握することが可能となり、フィードバックを通じて軌道修正することが可能となる。

（３） 効率性

本プロジェクトは以下のとおり効率性が見込まれる。

・ 本プロジェクトでは、村落及び地方都市に対する給水を目的とした開発調査、無償資金協力の対象地域となった州を対象としている。これらの調査や事業で蓄積された水資源データ、地域社会及び関係者などの情報を活用することで効率的な案件の実施が見込まれる。

・ プロジェクトの研修は、既存の研修機関（水資源職業訓練学校、学術機関等）の講師や水省及び関連省庁の職員を講師として活用することを想定しており、専門家は研修体制の構築に注力する。このため専門家の投入を抑え、プロジェクトの費用を下げることが可能となる。

（４） インパクト

本プロジェクトのインパクトは以下のように予測できる。

・ 本プロジェクトにより県の新規村落給水事業実施能力が強化され、新規村落給水事業の実施が実現することが見込まれる。さらに、本プロジェクトの研修体制が WSDP のなかで制度化されることによって、全国へ波及することが期待される。

・ 県が行うコミュニティの施設運営維持管理への支援が改善されることにより、施設の

稼動率の上昇が期待される。さらに本プロジェクトの研修体制が WSDP のなかで制度化されることによって、全国へ波及することが期待される。

・ 本プロジェクトでは流域管理事務所によって水資源情報が整備され、その情報を県が村落給水事業計画策定に活用する仕組みを推進するものであり、新規村落給水事業で掘削される深井戸の成功率が上昇することが期待される。

（５） 自立発展性

本プロジェクトの自立発展性は、以下のように予測できる。

・ WSDP を機能させるために制度開発・能力強化が重要な課題として認識されており、村落給水事業の実施主体である県の能力強化を実施する方向性は継続すると考えられる。本プロジェクトは WSDP に沿って構成されているため、プロジェクトによって構築される研修体制の継続が期待される。

・ 現在進められている組織改編により、2007 年 7 月には、水省内の村落給水に関わる人材に対する研修の企画・調整部門である能力強化・訓練サブユニットが設置される計画であり、プロジェクト終了後においても研修の企画・調整機能の継続性を確保できる。

６．貧困・ジェンダー・環境等への配慮

タ国において、水汲み労働は女性や子供の役割となっている事例が多く、水供給施設の維持管理には女性の意見を取り入れることが不可欠である。本プロジェクトでは準備フェーズにおいて、新規村落給水事業及び維持管理のプロセスにジェンダー配慮がなされているかを調査し、改善が必要な場合にはコミュニティ開発官や保健官への研修を通じて対応する。また、本プロジェクトでは水と衛生に関する研修を実施し、公衆衛生の改善を図る。

７．過去の類似案件からの教訓の活用

（1）既存水資源データベースの活用

開発調査「首都圏周辺地域水供給計画調査」（2003.10-2005.12）、「南部地域水供給計画調査」（2000.2-2001.12）において実施された水理地質調査によって、タ国の地下水開発は岩盤の裂ヵ水が中心であり、水資源が限られていることが明らかにされている。このような状況を踏まえ、水理地質情報が地下水開発に生かされ、効率的に地下水開発が行われるために地下水の管理を担う流域管理事務所に対してタ国の限られた水資源を踏まえた指導を行う。

（2）在職者を対象とした訓練を含む技術協力プロジェクトの教訓活用

パラグアイ国「日本－パラグアイ職業能力促進センター」において、在職者を対象とした訓練では、受講者が長期間職場を離れることが難しいため、通常の研修コースをさらに細分化したモジュールコースなど、短時間で効果の得られる訓練形態

を設定する必要があるとの教訓が得られている。本プロジェクトでは水資源職業訓練校が実施している３ヶ月の研修コース等に関して、研修コースを細分化して実施することが可能か検討する。

（3）タ国における SWAP を考慮に入れた技術協力プロジェクトの教訓活用

タ国農業セクターでは WSDP に先行して策定された ASDP（Agricultural Sector Development Programme）の枠組みの中で技術協力プロジェクトが実施されており、プロジェクトによってもたらされた成果を積極的に関連ドナーに報告することで、コモンファンド形式と同等にプロジェクト型支援の重要性が認識されている。本プロジェクトにおいても、プロジェクト型支援が削減傾向にあるタ国においてプロジェクト型支援の重要性を認識してもらうために、プロジェクトの成果を水セクタードナー会合にて積極的に報告する。

８．今後の評価計画

運営指導調査　：プロジェクト開始後３ヶ月後を目処に実施する。
中間評価：プロジェクト開始後１年６ヶ月後を目処に実施する。
終了時評価：プロジェクト終了前６ヶ月前後を目処に実施する。
事後評価　：プロジェクト終了後３年後を目処に実施する。